

閱 覧 用

**令和３年度「市民と議会の懇談会」
事前質問への回答について**

境港市議会

令和3年度「市民と議会の懇談会」 事前質問への回答について

8月2日（月）から5日（木）にかけて市内7地区で開催を予定しておりました「市民と議会の懇談会」については、新型コロナウイルスの感染状況により開催を中止することといたしました。

懇談会開催にあたり、事前にいただいたご質問がありましたので、議会改革推進特別委員会で対応を協議し、所管する常任委員会に振り分け以下のとおり回答を作成いたしました。

令和3年9月 境港市議会

■ 総務民教委員会に関わるテーマ

質問

【西灘神社の広場（西灘公園）の管理について】

- ①西灘神社の西側に広場（通称：西灘公園）があります。土地名義は西灘神社と境港市です。この広場を境港市の公園にできないでしょうか。
- ②この広場に、海岸の道路から車が出入りしています。車の進入防止のセーフティコーンを設置したいと考えますが、市有地は外江西灘自治会と無償借地契約をしているので、境港市では設置できないとの返答でした。何か手立てはないでしょうか。
- ③市有地は、境港市と外江西灘自治会とが無償借地契約を結んでいますので、管理は自治会がしていますが、負担ばかりでメリットは無く、次回の契約更新を止めた場合、草刈り、車進入防止等の管理は境港市の方でしていただけますか。

回答

- ①現在、広場の一部市有地については外江西灘自治会の希望により、市が無償で貸与しています。また、大半が私有地であることから、市の公園とすることは困難と考えています。
- ②利用者である外江西灘自治会が「進入禁止の措置」を行うか否かを決定していないとのことです。市の担当課が自治会の意向を確認の上、対応を検討することです。
- ③「契約解除」された場合、市により草刈り等を行うこととなりますが、自治会では契約解除する考えはないと伺っております。もしご負担に感じておられるようであれば、自治会役員の方と直接話し合ってみてはいかがでしょうか。

■ 経済厚生委員会に関わるテーマ

質問

【美保湾展望駐車場について】

- ①ごみの不法投棄が多い。どうにかならないか。
- ②キャンプ場でもないのにキャンプをしたりバーベキューをしたり泳いだりしている人がいるが、どのように考えているのか。

【弓ヶ浜サイクリングコースについて】

毎日散歩をしているが、ロードバイクが結構なスピードで走る。歩いている人も多い。不安を感じる。どうにかならないか。

回答

【美保湾展望駐車場について】

美保湾展望駐車場の管理者である鳥取県等へ確認した結果、下記のとおり回答をいただきました。

- ・ごみの不法投棄については、注意喚起の看板設置にて対応するなど、ごみの持ち帰りについての啓発や施設の環境美化に努めており、展望駐車場や海浜部でのキャンプ、バーベキューでの利用は、社会常識の範囲内での利用をお願いしたい。
- ・展望駐車場地先の海については、海水浴場としての開設はしていないが、毎年、海水の水質検査を実施（本市管理課）。
 <令和3年度結果（環境省「海水浴場水質判定基準」）>
 財ノ木町沖：大腸菌群数→適（水質A）、COD→可（水質B）。
- ・鳥取県では常識を逸脱する行為や苦情等の通報がある場合、現地で現認のうえ、注意、指導することとしている。（最近では展望駐車場に近い海浜部でゴルフ練習する者への苦情があり、現地に赴いて注意、指導を行う予定とのこと。）

以上のことから、境港市議会としては、常識を逸脱する行為や苦情等の通報がある場合は、管理者である鳥取県が対応されており、社会常識の範囲内の利用であれば問題はないと考えています。

【弓ヶ浜サイクリングコースについて】

弓ヶ浜サイクリングコースの管理者である鳥取県へ確認した結果、下記のとおり回答をいただきました。

- ・県ホームページ（西部総合事務所）では7月16日に「サイクリングコース走行時の注意点」として、思いやりを持った運転励行、歩行者優先などの注意喚起を掲載した。以前、同様の指摘が米子市民からもあり、皆生温泉（オーシャン）付近のコース（自動車通行不可区間）に注意喚起の看板を設置したところである。

以上のことから、境港市議会として、市内のコースにも同様に注意喚起の看板を設置することについて、鳥取県に要望します。

質問

【新型コロナウイルス感染症の予防について】

新型コロナの感染予防対策はワクチン接種が一番ですが、以下の対策はできないでしょうか。

- ①米子保健所管内で感染者が出た場合は、居住地域の公表はできないでしょうか。
- ②感染した場合、治療費及び退院後の経過観察、その他等の治療費総額がいくらか、算定してください。
- ③PCR検査は無償でしょうか。感染者の治療費は本人負担でしょうか。

上記が公表されれば、感染予防意識が高まると思います。

回答

①居住地の公表について

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）第16条第2項では、感染症に関する情報を公表するにあたっては、個人情報の保護に留意しなければならないとしています。
- ・厚生労働省は、R2.2.27付事務連絡で、新型コロナウイルス感染症についても、一類感染症の公表基準（R1.12.20エボラ出血熱発生時に示された公表基準）を参考に、適切な情報公表に努めるよう各都道府県等に求めており、その公表基準によれば、感染者が居住する都道府県は公表する情報に含まれていますが、市町村までは含まれていません。
- ・鳥取県は、以上のことを参考基準とし、個人情報保護に留意し、感染者本人の同意を前提に公表することとしています。

②治療費について

- ・感染に伴って入院する場合は、公費で負担となり、本人負担はありませんが、退院後の経過観察や後遺症状の治療は公費負担はなくなり、一般の保険診療の自己負担が発生します。
- ・医療費総額は、患者により重症度や入院日数等が異なるため、鳥取県の担当課での算出は困難とのことです。

③PCR検査について

- ・PCR検査は、保健所が実施または依頼する行政検査の場合、本人負担は発生しません。
- ・風邪などの症状で受診した医療機関で、医師が必要と判断して行うPCR検査も、PCR検査の自己負担分は公費負担の対象となります。初診料・再診料等は通常の保険診療の自己負担が発生します。
- ・なお、個人が任意で行うPCR検査については、本人負担となります。

以上のことから、治療にかかる入院費用や検査費用の自己負担はありませんので、発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医または受診相談センター（電話 0120-567-492、夜間 0859-31-0029）へ、陽性者との接触歴や接触した可能性があるなどご心配な場合は保健所（接触者等相談センター 電話 0859-31-0029）へご相談ください。